

住所 さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号
氏名 クリーンシステム株式会社
代表取締役 町田 哲雄 様

東松山市長 森田 光一



令和 3 年 2 月 3 日に申請のあった収集運搬業許可について、東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

営業所の名称及び所在地	クリーンシステム株式会社 西部支店 鶴ヶ島市大字高倉 1 2 1 7 番地 5
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
営業の区域	東松山市内
収集運搬及び処分の別	収集運搬
営業許可期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日 の間
条件	<ol style="list-style-type: none">『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、並びに『東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』、その他関係法令等を遵守すること東松山市外で発生した一般廃棄物は、一切搬入しないこと許可された指定車両以外の車両は、一切使用しないこと一般廃棄物の収集・運搬及び処理施設への搬入等には十分注意を払い、事故等が生じた場合は責任をもって解決すること収集・運搬等に使用する車両等の機材は、常に整備し清潔の保持に努めること搬入された一般廃棄物及び車両等の検査を随時実施するものとする一般廃棄物であるか、産業廃棄物であるか、判断がつかない廃棄物については、各事業所 (商店等) と収集運搬委託契約を締結する前に東松山市廃棄物対策課と協議すること (協議のない場合は、搬入を認めない)年度途中であっても、新たに委託契約を締結した場合は、一般廃棄物収集運搬委託証明書を随時提出するものとするリサイクル関連法令を遵守し、分別を徹底し再資源化に努めること東松山市と大里郡寄居町の協議で認められた一般廃棄物の種類及び数量に限り、オリックス資源循環(株) (寄居町大字三ヶ山 3 1 3 番地) ・(株)アイル・クリーンテック (寄居町大字三ヶ山 3 2 8 番地) へ搬入できるものとする

1. 許可車両

事業の用に供する許可車両は、次のものとする。ただし、許可車両に変更が生じた時は、変更届出後の許可車両とする。

整理番号	車両番号	車体の形状	最大積載量 (kg)	備考
23-1	川越800さ1985	塵芥車	2,650	
23-2	川越800さ 893	塵芥車	3,000	(オリックス資源循環㈱)
23-3	川越800あ 295	塵芥車	3,050	
23-4	川越800さ1992	塵芥車	3,100	予備 (オリックス資源循環㈱)
23-5	川越800さ2701	塵芥車	2,750	(オリックス資源循環㈱)
23-6	川越800さ1993	塵芥車	3,200	予備 (㈱アイル・クリーンテック)
23-7	川越800さ1046	塵芥車	3,200	予備 (㈱アイル・クリーンテック)
23-8	川越400あ 372	脱着装置付 コンテナ専用車	2,000	予備
23-9	川越130あ1556	脱着装置付 コンテナ専用車	3,700	予備
23-10	川越100あ 491	脱着装置付 コンテナ専用車	3,750	予備
23-11	川越800あ1148	塵芥車	2,500	
23-12	川越800あ1403	塵芥車	2,850	(オリックス資源循環㈱)
23-13	川越800あ 400	塵芥車	2,950	
23-14	川越830あ 963	塵芥車	2,900	(オリックス資源循環㈱)
23-15	川越800さ2702	塵芥車	2,350	(オリックス資源循環㈱)
23-16	川越800さ3078	塵芥車	2,750	予備 (㈱アイル・クリーンテック)
23-17	川越800さ2819	塵芥車	2,200	
23-18	川越800さ3218	塵芥車	2,650	
23-19	川越800さ3169	塵芥車	2,650	
23-20	川越800さ3314	塵芥車	2,650	予備 (㈱アイル・クリーンテック)

2. 許可の変更の状況

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日